

令和 8 年 6 月 1 0 日
オークホール研修室 1

議 事 録

添田町農業委員会

令和 8 年 6 月 期 添 田 町 農 業 委 員 会 議 事 録

日 時 令和 8 年 6 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
場 所 オークホール 研修室 1
招 集 者 添 田 町 農 業 委 員 会 会 長 鶴 我 國 晴

議 事

第 1 議事録署名委員の指名

5 番 堀 由香利 6 番 照瀬 保道

第 2 議 案

議案第 7 号 「地域計画の変更について」

議案第 8 号 「農用地利用集積等促進計画について」

議案第 9 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

第 3 報 告 事 項

非農地証明願い 1 件

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約 1 件

出席委員 (9 名)

1 番 鶴 我 國 晴

2 番 宮 崎 和 博

4 番 森 秋 義

5 番 堀 由香利

6 番 照 瀬 保 道

7 番 岡 崎 雄 一

8 番 内 野 恭 一

9 番 高 瀬 千 束

10 番 尾 形 吉 則

出席推進委員 (7 名)

藤 岡 宏 康

入 口 富 士 男

黒 崎 延 和

鎌 田 英 彦

宮 岡 雅 夫

鈴 見 敏 憲

小 畑 眞 二

出席職員 (4 名)

農 業 委 員 会 事 務 局 長 野 北 省 一

係 長 加 藤 光 彦

主 査 村 上 麻 衣

主 事 高 松 那 緒

(午後 1 時 30 分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第 6 条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。

それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副会長 只今から、令和 8 年 6 月期の総会を開会します。

会長、議長役をお願いします。

議長 それでは、定例会議を始めます。

本日は委員、推進委員ともに全員出席。今回の議事録署名委員は、5 番堀委員、6 番照瀬委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議長 議案第 7 号「地域計画の変更について」事務局説明してください。

事務局 議案第 7 号「地域計画の変更について」を説明いたします。

野田・久木地区の地域計画について、変更申請がありましたので農業委員会へ意見を求めるものです。

資料 1 ページをご覧ください。今回の申請内容は地域計画内からの除外申請です。申請者は大字野田の方です。図面の 1 ページをご覧ください。申請地等は資料の通りです。申請にあたっては、区長及び申請地の隣接者から承諾を得ており、協議が整っています。

資料 2 ページの 4 をご覧ください。地域内の農業を担うものの一覧では各地区担い手ごとの面積を記載しています。黄色の欄が今回の対象者で、面積については一部除外した為変更しております。今回の除外申請は別件でその他担い手についても久木地区の国土調査完了に伴い、対象地区の面積変更を行っております。

資料 3 ページの図面をご覧ください。除外部分の説明です。

地域計画の変更後は、農振除外手続きを経て、農地法第 4 条申請による転用手続きを行う予定です。

以上で説明を終了します。申請に対する意見についてご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 質疑なしのためこれで審議を終わります。
それでは、議案第 7 号を採決します。本件について、申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

—挙 手 多 数—

議 長 挙手多数により議案第 7 号は申請の通り許可します。
続いて、議案第 8 号「農地利用集積等促進計画について」事務局説明してください。

事 務 局 議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画について」を説明します。
提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農業委員会への意見聴取を行うためです。
資料 4 ページをご覧ください。今回の設定面積は 2,269 m²。すべて相対契約から中間管理への更新です。したがって利用権設定面積は変更ありません。
資料 5 ページをご覧ください。今回は出し手が 1 名、受け手が 2 名。
資料 6 ページをご覧ください。受け手 2 名については、常時従事要件等の要件をすべて満たしています。
説明は以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 この議案についてご意見ご質問はありますか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 質疑なしのため以上で審議を終わります。それでは議案第 8 号を採決します。本件について申請の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

—挙 手 多 数—

議 長 挙手多数のため議案第 8 号は申請の通り許可します。
つづいて、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明してください。

事 務 局 議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をご説明します。
資料 7 ページと図面 2・3 ページをご覧ください。申請地は大字添田、譲渡人、譲受人は資料の通りです。申請理由は一般住宅建設のためです。譲渡人が住宅を解体し土地売却を行おうとしたところ、登記地目が畑であることが判明し、今回の申請に至りました。説明は以上です。

議 長 担当の堀委員、現地説明をお願いします。
堀 委 員 現地は、旧添田小学校から旧消防署方面へ向かう道から少し入った場所になります。
議 長 ありがとうございます。ご質問はありますか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 質疑なしのためこれで審議を終わります。議案第 9 号を採決します。
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数のため議案第 9 号は申請の通り承認し、県へ通達します。
以上で本日の議案の審議を終わります。

◎報告事項

議 長 非農地証明願いが 1 件、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約が 1 件あります。非農地証明願いについて事務局、報告してください。

事 務 局 非農地証明願い番号 1 を報告します。
資料 8 ページと図面 4～5 ページをご覧ください。6 月 1 日、照瀬委員長、藤岡委員、入口委員、事務局で現地調査を行いました。
申請地等は資料の通りです。

申請理由は、申請地は３０年以上前から駐車場として利用されており、今後町が英彦山振興を目的に活用するため、土地の調査をしたところ、登記地目が田であることが判明し、今後農地に復することが困難なため、非農地として証明願いたいとのことです。説明は以上です。

- 議長 担当の藤岡委員さん、現地説明をお願いします。
- 藤岡委員 場所はこちらです。スロープカー幸駅側から英彦山神宮方面へ向かう道の駐車場となっている場所です。駐車場として整備されているため農地として復することが難しいと思われます。
- 議長 ありがとうございます。続いて照瀬委員長、現地調査報告をお願いします。
- 照瀬委員 藤岡委員のご説明の通りで、既に駐車場として整備されているため、非農地としての判断は妥当と考えます。
- 議長 以上で報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はありますか。質疑等ないので、本件の審議を終わります。非農地証明願番号１について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

- 議長 挙手多数のため本件を承認します。
- 続いて、農地法第１８条第６項の規定による合意解約について事務局報告をしてください。
- 事務局 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について報告いたします。
- 資料９ページ等は資料の通りです。解約理由は借受人の規模縮小に伴う解約申出であり、今後は別の方が耕作する予定です。話がまとまり次第、中間管理機構の賃借権設定を行うため、その際は改めて議案としてご審議いただく予定です。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議長 この件についてご意見ご質問はありますか。質疑等特にないので、以上で本件の審議を終わります。本件について、承認するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

— 挙 手 多 数 —

議 長 挙手多数により本件は承認されました。以上で報告事項を終わります。

◎各特別委員会等からの報告・連絡事項

議 長 私からはありません。宮崎副会長は何かありますか。

副 会 長 ありません。

議 長 農地特別委員会の照瀬委員長は何かありますか。

照瀬委員 ありません。

議 長 農政特別委員会農地の委員長は何かありますか。

内野委員 ありません。

議 長 ほかの委員の皆さんは何かありませんか。特にないようなので、続いて事務局から連絡事項をお願いします。

事 務 局 令和８年７月期の定例総会を、７月１０日金曜日１０時から役場３階委員会室にて行います。なお、各種申請締め切り日は６月２５日木曜日です。

令和８年度新任農業委員初総会を７月２１日火曜日１５時から役場３階委員会室にて行います。この日は農業委員のみの出席です。

令和８年新任農業委員会初会合を７月２１日金曜日１６時から役場３階委員会室にて行います。これは全員参加をお願いします。

議 長 事務局からの連絡事項が終わりました。委員さんから何かありませんか。ないようですので、宮崎副会長閉会のことばをお願いいたします。

◎閉 会

副 会 長 これをもちまして、令和８年６月期の定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

(午後２時１０分)